		・窒素全量〔N〕（現物）　0.5％以上 ・りん酸全量〔P_2O_5〕（現物）　0.2％以上 ・加里全量〔K_2O〕（現物）　0.1％以上
	下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）	【判断の基準】 ○以下の基準を満たし、下水汚泥を主原材料として重量比（脱水汚泥ベース）25％以上使用し、かつ、無機質の土壌改良材を除くその他の原材料には畜ふん、動植物性残さ又は木質系廃棄物等の有機性資源を使用していること。 ・有機物の含有率（乾物）　35％以上 ・炭素窒素比〔Ｃ／Ｎ比〕　20以下 ・pH　8.5以下 ・水分　50％以下 ・窒素全量〔N〕（現物）　0.8％以上 ・りん酸全量〔Ｐ２Ｏ５〕（現物）　1.0％以上 ・アルカリ分（現物）　15％以下（ただし、土壌の酸度を矯正する目的で使用する場合はこの限りでない。）

備考）１　「下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料」には、土壌改良資材として使用される場合も含む。
２　肥料取締法第３条及び第25条ただし書の規定に基づく普通肥料の公定規格（昭和61年２月22日農林水産省告示第284号）に適合するもの。

道路照明	ＬＥＤ道路照明	【判断の基準】 ○ＬＥＤを用いた道路照明施設であって、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①道路照明器具（連続照明、歩道照明、局部照明）である場合は、次の基準を満たすこと。 ア．標準皮相電力が表１に示された設計条件タイプごとの値以下であること。 イ．演色性は平均演色評価数Raが60以上であること。 ウ．ＬＥＤモジュール及びＬＥＤモジュール用制御装置の定格寿命はそれぞれ60,000時間以上であること。 ②トンネル照明器具（基本照明）である場合は、次の基準を満たすこと。 ア．標準皮相電力が表２に示された設計条件タイプごとの値以下であること。 イ．演色性は平均演色評価数Raが60以上であること。 ウ．ＬＥＤモジュール及びＬＥＤモジュール用制御装置の定格寿命はそれぞれ90,000時間以上であること。 ③トンネル照明器具（入口照明）である場合は、次の基準を満たすこと。 ア．標準皮相電力が表３に示された種別ごとの値以下であること。 イ．演色性は平均演色評価数Raが60以上であること。 ウ．ＬＥＤモジュール及びＬＥＤモジュール用制御装置の定格寿命はそれぞれ75,000時間以上であること。

備考）１　「平均演色評価数Ra」の測定方法は、ＪＩＳ　Ｃ　7801（一般照明用光源の測定方法）及びＪＩＳ　Ｃ　8152－２（照明用白色発光ダイオード（ＬＥＤ）の測定方法－第２部：ＬＥＤモジュール及びＬＥＤライトエンジン）に規定する光源色及び演色評価数測定に準ずるものとする。
２　「定格寿命」とは、一定の期間に製造された、同一形式のＬＥＤモジュールの寿命及び同一形式のＬＥＤモジュール用制御装置の寿命の残存率が50％となる時間の平均値をいう。
なお、「ＬＥＤモジュールの寿命」は、規定する条件で点灯させたＬＥＤモジュールが点灯しなくなるまでの時間又は、光束が点灯初期に測定した値（ＬＥＤモジュールの規定光束）の80％未満になった時点（不点灯とみなす）までの総点灯時間のいずれか短い時間とし、「ＬＥＤモジュール用制御装置の寿命」は、規定する条件で使用したとき、ＬＥＤモジュール用制御装置が故障するか、出力が定格出力未満となり、使用不能となるまでの総点灯時間とする。

表１　道路照明器具（連続照明、歩道照明、局部照明）の標準皮相電力

区分		設計条件タイプ		標準皮相電力
連続照明	a	２車線　路面輝度　1.0cd／㎡　歩道有り		125ＶＡ
	b	２車線　路面輝度　1.0cd／㎡　歩道無し		
	c	３車線　路面輝度　1.0cd／㎡　歩道有り		180ＶＡ
	d	３車線　路面輝度　1.0cd／㎡　歩道無し		
	e	２車線　路面輝度　1.0cd／㎡　高規格		175ＶＡ
	f	２車線　路面輝度　0.7cd／㎡　歩道有り		95ＶＡ
	g	２車線　路面輝度　0.7cd／㎡　歩道無し		
	h	３車線　路面輝度　0.7cd／㎡　歩道有り		125ＶＡ
	i	３車線　路面輝度　0.7cd／㎡　歩道無し		
	j	２車線　路面輝度　0.7cd／㎡　高規格		120ＶＡ
	k	平均路面輝度　0.5cd／㎡　歩道有り		70ＶＡ
	ℓ	平均路面輝度　0.5cd／㎡　歩道無し		
歩道照明	—	平均路面照度　5lx		20ＶＡ
	—	平均路面照度　10lx		40ＶＡ
	m	十字路　（２車線×２車線）20lx		160ＶＡ
	n	十字路　（２車線×２車線）15lx		125ＶＡ
	o	十字路　（２車線×２車線）10lx		95ＶＡ
	p	十字路（４車線×２車線）20lx	連続照明用	125ＶＡ
			交差点隅切り部用	120ＶＡ